

**次世代育成支援対策推進法に基づく**

**一般事業主行動計画**

**【非常勤職員・非常勤嘱託職員等対象】**

**平成26年 3月**

**社会福祉法人千葉市社会福祉事業団**

## はじめに

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く社会環境の変化に対応し、次代を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を地域や職場で総合的に支援していくことを目的とした次世代育成支援対策推進法（次世代法）が平成15年7月に施行されました。

この次世代法の趣旨を鑑み、当事業団においても職員が安心して子育てを行うことができ、父親、母親として子どもに対し深い愛情を注ぎ、健全な育児環境を確保できるよう、仕事と子育ての両立を企業として支援するための一般事業主行動計画（行動計画）を策定し、その周知を図ることといたしました。

この行動計画は、現在当事業団で勤務する多くの非常勤職員の皆さんを対象として策定するものですので、男女及び子どもの有無にかかわらず、非常勤職員の皆さん個々に関わりのあるものとしてこの行動計画を捉え、子育てを行う職員を周囲の職員全体で支援していくという意識を持って、計画の推進に努めていきましょう。

平成26年 3月 7日  
社会福祉法人千葉市社会福祉事業団  
理事長 海宝和雄

## 1. 計画期間

本行動計画の計画期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とします。

## 2. 計画の対象者

本行動計画の対象となる職員は、現在当事業団各施設において勤務している非常勤職員及び非常勤嘱託職員・臨時職員を対象としています。

## 3. 計画の内容

### (1) 職員の勤務環境及び出産育児支援に関すること

**目標1** 産前・産後休暇及び育児休業制度についての周知徹底を図ります。

#### 【目標を達成するための対策とその実施時期】

平成26年4月 産前休暇・育児休業について、労働基準法に沿って適切に運用しているかの見直し。

平成26年10月 妊娠・出産を理由に退職を希望する職員への産前産後休暇、育児休業制度の説明を徹底するようにします。

**目標2** 出産・育児に係る給付金についての周知を図ります。

#### 【目標を達成するための対策とその実施時期】

平成26年4月 社会保険労務士と連携し、雇用保険法に定める育児休業給付金や、その他出産育児に係る給付金の概要や手続の流れをまとめます。

平成26年10月 受給要件を満たしている非常勤職員へは、給付金の説明をするものとし、安易に退職を選択することのないよう努めます。

**目標3** 年次有給休暇を取得しやすい職場環境作りを目指します。

#### 【目標を達成するための対策とその実施時期】

平成26年4月 年次有給休暇の適正な付与及び運用方法をまとめ、各施設に周知します。

平成26年10月 年次有給休暇のしくみや付与条件等を非常勤職員 みなさんに周知し、計画的な取得促進に努めます。